

JVAREPORT

'14 AUGUST **NO.165**

MAIN REPORTS

- ●2014年度通常総会開催報告
- ●2014年度事業計画
- ●2013年度事業報告
- ●役員名簿

SCIENCE FICTIONS

LOVE STORY

EDUCATION

ANIMATION

ACTION

KIDS

MUSICAL

CONCERT

HOW-TO

TV SHOW

一般社団法人日本映像ソフト協会会報

〒104-0045 東京都中央区築地2-11-24 第29興和ビル別館2F 電話:03-3542-4433 FAX:03-3542-2535 http://www.jva-net.or.jp 編集・発行 一般社団法人 日本映像ソフト協会 2014年8月12日発行



2014 年度通常総会および総会終了後の記者発表会の開催報告 2
2014 年度事業計画2
2013 年度事業報告(抜粋)
一般社団法人日本映像ソフト協会役員名簿6
第 335、336 回定例理事会開催報告7
違法対策活動報告7
MASC「バリアフリー DVD 仕様」説明会開催報告 ······ 8
裁定制度見直しに賛成の意見提出8
文化庁著作権分科会 クラウドサービス等に関する小委員会を設置 … 9
不正商品対策協議会1
コンテンツ海外流通促進機構
リレーエッセイ ⑩
日誌に見る協会の動き
月間売上統計(5月、6月)14
9月度総合連絡委員会と懇親会開催のお知らせ 14

2014年度通常総会および総会終了後の記者発表会の開催報告

去る6月10日(火)午後2時より、当協会会議室において2014年度通常総会を開催した。正会員33社のうち出席社32社(委任状出席社3社 議決権行使書提出11社を含む)、欠席社1社だった。以下のとおり報告事項2件が報告され、決議事項2件が承認された。

報告事項

- 1. 2013年度事業報告書 報告の件
- 2. 公益目的支出計画実施状況報告 報告の件

決議事項

第1号議案 2013年度計算書類(貸借対照表及び正味財産 増減計算書)及び同附属明細書(案)承認の件

第2号議案 2014年度事業計画書及び2014年度収支予算書 (案) 承認の件

総会に引き続き、第335回定例理事会(7頁参照)が開催された後、桐畑会長、後藤専務理事・事務局長が出席し

▼2014年度通常総会



て2013年度の事業報告及び2014年度の事業計画等につき 記者発表会を開催した。記者発表の冒頭、桐畑会長は、 「パッケージ映像ソフトを取り巻く社会環境が大きく変 わってきていることを肌で感じている。録画機器の大容 量化はパッケージソフトの販売やレンタルに少なからず 影響を与えてきているし、映像配信もいろいろな形の サービスが生まれている。こういった変化はエンタテイ ンメント全体におけるパッケージ映像ソフトのポジショ ンにも影響を与え、ひいては映像ソフト業界の構造にも 変化を生じさせている。これまでよりもさらに大きな見 地に立って、業界の将来を考えていくべき時にきてい る。ノンパッケージである映像配信までをも視野に入れ て、今後の映像ソフト業界のあり方を広く模索していか なければならないと考えている。」と述べた。

▼事業計画等について記者発表する桐畑会長(左)と 後藤専務理事・事務局長



2014 年度事業計画 (2014 年 4 月から 2015 年 3 月まで)

2013年のビデオソフトのメーカー出荷統計は、2517億7000万円で前年比97.4%となった。そういった中において、ブルーレイの売上は前年比124.1%と着実に伸長しており、特にセル市場においてはDVDの売上に迫るほどの規模に成長してきている。この伸長は主に『日本のアニメーション』『邦楽』といったジャンルに牽引されてのものだが、本年度はその他のジャンルへの拡大に一層努め、ブルーレイ市場の成長を加速させる年となろう。一方、レンタル市場は厳しい状況が続いているが、昨年度に実施した「ビデオレンタル店実態調査」の結果では、貸出枚数やユーザー数は増加しておりレンタルに対するニーズは旺盛であることが表れた他、数年来、下降傾向にあった貸出料金が上昇に転じるなど明るい要素が見え

てきた。レンタル市場の活性化を引き続き目指し、レンタル市場におけるヒットを作り出すべく、魅力ある作品のリリースに努めていくべきであろう。

また、新しい市場として注目の集まる映像配信ビジネスであるが、いまだ手探り状態が続いている。ユーザーニーズの動向を把握すべく、昨年度は「ビデオソフト市場規模及びユーザー動向調査」の中で映像配信に関し調査項目を増やして調査を実施したが、引き続きその動向に注視し定点観測をしていく必要がある。そのほか、eメディアセミナーを開催し、映像配信ビジネスの研究を一層深めていく他、会員社における映像配信事業の売上統計を把握するなどして、映像配信ビジネスについて、会員各社の今後の展開にプラスとなるよう努めていく。

2014年度事業計画

一方で、映像配信については新しい技術やサービスが次々と登場しており、そこで流通するコンテンツの著作権をめぐっては立場によって考え方や解釈に差が生じることがある。それぞれの論拠を踏まえた上で、いろいろな機会を捉え、当協会としての考え方やスタンスを明確に表明し、その正当性を積極的に発信していかなければならない。

コンテンツビジネスの海外展開という観点においては、昨年度は国を挙げての「クールジャパン戦略」がより強力に進められ、コンテンツ業界には心強い追い風が吹いている。特にアジア地域に関しては、海賊版流通の状況にも健全化の兆しが見えてきており、海外展開の機運も増大している。このムーブメントをより強力なものとするためにも、当協会も参画している「コンテンツ海外流通促進機構(CODA)」や国内の不正商品の流通の根絶を目指す「不正商品対策協議会」とも連携を深め、国内外の市場整備の足固めをさらに推進していく必要がある。

このような見地から、本年度は次のような事業を推進 していくこととする。

[] 内は担当主務部会

[1] 映像ソフト産業の健全な発展をはかる施策の実施

[業務部会]

映像ソフトのバリアフリー化・アーカイブ化の 運用ルール等環境整備

会員社や関係官庁・関係団体等が行っている映像ソフトのバリアフリー化(音声ガイドや日本語字幕の付与等)・アーカイブ化の取組みについて、運用ルールの構築等の支援協力を行い、誰もが映像ソフトを楽しむことができる環境整備に努める。

2. 協会活動充実のための新入会員勧誘の促進

映像ソフト産業界を代表する団体として、業界の発展に資するため、より多くの映像ソフト製作社、流通・映像コンテンツ関連事業社等の入会を募る。

3. 倫理問題の研究・意識の啓発

青少年に及ぼす映像ソフトの影響に鑑み、倫理規定 遵守の徹底をはかる。また、倫理問題の研究と意識 の啓発に努めると共に、関係官庁・関係団体との連 携・協力に努める。

4. 経理・税務問題の検討

税制改正、会計処理の変更等については、随時対応について検討する。

[2] 市場の整備及びマーケティング活動の活性化

1. マーケティング施策の調査・研究

[営業部会/業務部会]

イ. DVDビデオ・ブルーレイ・映像配信等の市場動 向を把握するとともに、レンタル、セル等の市場 別マーケティング施策の調査・研究を進める。

- ロ. 映像コンテンツのデータベースについては、 (株)ジャパンミュージックデータとの提携を継続し、データ収集状況ならびにデータベースの 利用実態を把握する。
- ハ. 海外市場視察調査及び国内マーケティング施策 の検討を行う。

2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策

[営業部会/著作権部会]

ホテル、バス、健康ランド、船舶、複合カフェ、公 共施設等における映像ソフトの上映・配信利用に対 する正規市場の維持・発展に努める。

3. レンタルシステムの運用とレンタル店の加入促進

[営業部会/違法対策部会]

当協会のレンタルシステム加盟店の実態把握と未加 盟店の加入促進を図る。

4. 市場活性化の施策

[営業部会]

市場活性化のための施策を検討する。

5. 会員地区連絡協議会への支援

[営業部会/違法対策部会] 映像ソフト市場の健全な発展のため、会員社出先機関で組織された会員地区連絡協議会が行う市場活性化、著作権保護活動等の諸活動を支援する。

[3] 知的財産権の擁護確立及び施策の推進

1. 著作権に係わる広報・普及活動

[著作権部会/違法対策部会] 映像著作物の許諾実務、映像ソフトの著作権に関す

る諸問題について、調査研究を行い、広報・啓発活動を行うとともに、関係官庁・関係団体の行う知的 財産権に係わる広報・啓発活動に協力する。

2. 識別シールの発行等

海賊版識別及び頒布権の行使態様を表示するための統 ーマークを印したシールの発行及び同マークの登録商 標の利用許諾を行い、正規市場の維持を図るととも に、一般利用者の正規品識別に資するよう努める。

3. 関係権利者団体との間における諸問題への対応

[著作権部会]

関係権利者諸団体と著作物使用料規程その他の諸問題 について協議する。

4. 著作権保護と無許諾利用の防止

[著作権部会/違法対策部会/営業部会] 関係官庁や関係団体と連携して、映像著作物の無許諾 利用(複製・頒布・上映及び配信等)の防止に努め る。また、技術的保護(制限)手段を回避するプログ ラムの提供行為等の防止に努める。

5. 国際的著作権問題に対する対応 [著作権部会] イ. 海外での映像ソフトの無許諾利用の防止に努める。

ロ. 原産地証明の発行

台北駐日経済文化代表處からの要請により、倫理 基準の遵守と台湾における海賊版防止のため、関 連団体との連絡を密にしながら原産地証明を発 行する。

ハ. 海外での映像ソフトの利用実態を把握するため、必要に応じ近隣諸国及び地域に視察団を派遣する。

6. 著作権法等の整備への対応

[著作権部会]

当協会がかねてから要望している非営利上映について著作権法制度の整備を要望する。また、私的録画補償金制度に関する審議会の審議動向を注視しつつ、その状況に適した対応に努める。

[4] 映像メディアの現状と今後に関する調査・研究

[eメディア部会]

1. 映像配信事業に関する調査・研究

- イ. 映像配信技術・管理技術に関する調査・研究を行う。
- ロ. 映像配信をはじめ、多様な映像コンテンツ流通 チャネルが提供されている諸外国へ、必要に応 じ視察団を派遣する。

2. 映像ソフトに関する調査・研究

映像ソフトに関する新たな技術や流通等に関する調査・研究をする。

3. セミナー・研究会の開催

映像メディアの将来に係わる重要な情報技術や社会 情報学に関する調査・研究を行う。また、必要なセ ミナー・勉強会を開催する。

[5]映像ソフトに関する調査 [業務部会]

1. 協会会員社を対象とする売上の調査・統計の実施

- イ. 映像パッケージソフトの売上統計調査を半期ごと に年2回実施し、報告書を作成して公表する。
- ロ. 映像パッケージソフトの売上統計調査を実施し、 速報として公表する。
- ハ. 映像配信事業に係る売上統計調査を実施し、会 員社に結果を提供する。
- 2. レンタル市場の実態把握のため、JVA レンタルシス テム加盟店を対象とした「ビデオレンタル店実態調 査」を実施し、報告書を作成して公表する。
- 3. 消費者レベルでの映像パッケージソフトや映像配信の市場動向を把握するため、「映像ソフト市場規模及びユーザー動向」に関する調査を実施し、結果を公表する。

[6] 映像商品制作に関する調査・研究

[技術部会]

- 1. 映像関連技術情報の収集及び調査を行う。
- 2. その他、映像商品制作にかかわる関連技術や商品管理情報等に関する調査・研究を必要に応じ行う。

[7] **国際的諸問題に対する対応** [国際部会]

1. 一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構 (CODA) に参画するとともに、海外における日本コンテンツ の流通環境の整備等を推進する。

2. 海外市場の実態の把握

協会会員社の関連性の高い海外市場の実態調査・研究に資するため、必要に応じ近隣諸国及び地域における実態調査を行う。

[8] 情報の収集及び提供

「業務部会]

1. 会報の発行

協会の事業活動報告、当面する諸問題の報道・解説、国際情報等を内容とする「会報」を、年6回発行する。

2. 『JVA BOOK 2014』の発行

ビデオソフトの著作権に関するQ&Aやマーケットデータ等をまとめた『JVABOOK 2014』を発行し、 会員社をはじめJVA レンタルシステム加盟のビデオ レンタル店に配布するほか、一般からの要望にも対 応し、業界の広報誌として広く活用する。

- 3. ホームページ等を通じて協会事業の会員社内外及び 一般利用者へのPR 活動を展開する。
- 4. 一般紙・業界誌等の報道機関と接触を図り、協会活動等につき広報活動を展開する。

[9] 内外関係機関等との交流及び協力

1. 関係諸官庁等に対して、映像ソフト産業の特性、実態等の的確な説明に努め、映像ソフト産業の健全な発展のために協力を要請するとともに、自主規制による良好な環境整備の実現に努める。

[業務部会/著作権部会]

2. 関係諸官庁等に知的財産権保護活動に理解を求める とともに、知的財産権侵害の取締りを要請する等健 全な市場の維持・発展に努める。

[著作権部会/違法対策部会/営業部会]

- 3. 協会が事務局を務める不正商品対策協議会等、会員 として加盟する関係諸団体の事業に協力するととも に、協会の事業に対する理解・協力を要請する。ま た、その他の関連する団体との交流を図る。
- 4. 諸外国関連団体との交流を図り、国際市場の整備を目的とする内外情報の交換・著作権情報の交換及び著作権保護活動等を通じ国際市場の健全な発展に資する。 [業務部会/著作権部会/営業部会/違法対策部会/技術部会/国際部会]

[10] 会員社間の交流の緊密化を図る催事の実施

会員社の交流を図るため、新年賀詞交歓会、会員親睦ゴルフコンペ等を実施する。

以上

2013 年度事業報告(抜粋)

(2013 年4月から 2014 年3月)

2013年のビデオソフト市場の概況をメーカー出荷統計で見てみると、ビデオソフト売上の総額は2517億7000万円で、前年比97.4%にとどまった。パッケージソフトの売上がなかなか回復基調に乗らない中、映像配信事業に寄せられる関心は協会内外からも年々高まりを見せてきている。そこで本年度は、協会活動として、新たに映像配信に関する次のような事業を実施した。

まず、映像パッケージの出荷統計に加え、映像配信事業に係る売上についての統計調査を開始した。映像配信ビジネスとして確実な手応えが得られないものの、市場の胎動が感じられる状況となってきていることから、当協会会員社における配信事業の売上動向を捉え、その推移を把握していく必要性が高まった。2013年夏までに調査実施の概要や手順をまとめ、7月から正会員社全社を対象に調査を開始した。市場の全体像が見えにくい中、本調査結果については会員社限定で報告されているが、今後は調査対象の範囲拡大などの検討課題が残されており、業界発展に資するデータとなるよう一層の取り組みが求められている。

また、これまでパッケージユーザーの動向とその市場 規模の推計を行ってきた「ビデオソフト市場規模及び ユーザー動向調査」に、映像配信ユーザーの動向を探 り、消費者レベルでの市場規模を推計することも目的と して加え、2014年1月に二段階の調査を実施した。本調 査はDEGジャパンと共同で実施しており、調査結果につ いては4月に公表した。

更に、eメディア部会と営業部会との合同で、5年ぶりに研修ツアーを企画し、映像配信ビジネスについて様々な実例のある米国に視察団を派遣した。今回のツアーでは、「UltraViolet」にテーマを絞り、コンテンツ提供会社やサービス運営会社の他、一般家庭も訪問して消費者目線からのサービスの受容状況についてもリサーチを行った。

以上のように、2013年度はこれまで継続してきた事業を着実に推進する他に、新たなる視線からの事業にも取り組むこととなった。これに加え、12月には事業推進のよりどころとなる事務所を18年ぶりに移転した。新たな住所には一般社団法人コンテンツ海外流通促進機構(CODA)の事務局を迎え、これまでも当協会で事務局を預かってきた不正商品対策協議会と共に、国内外の不正流通の阻止にワンストップで対応できる態勢を整えた。当協会としてもこの二つの組織と更に深い連携をとり、事業を推進していくこととなろう。

2013年度に推進した事業は以下のとおりとなった。 (以下、本文より抜粋)

[1]映像ソフト産業の健全な発展を図る施策の実施

- 1. 映像ソフトのバリアフリー化・アーカイブ化の運用 ルール等環境整備
- 2. 協会活動充実のための新入会員勧誘の促進
- 3. 倫理問題の研究・意識の啓発
- 4. 公益法人制度改革への対応

[2] 市場の整備及びマーケティング活動の活性化

- 1. マーケティング施策の調査・研究
- 2. 業務用市場の流通の円滑化と活性化のための施策
- 3. 個人向けレンタルシステムの運用とレンタル店の加入促進
- 4. 市場活性化の施策
- 5. 会員地区連絡協議会の充実化への支援
- 6. 関係団体との交流

[3] 知的財産権の擁護確立及び施策の推進

- 1. 著作権に係わる広報・普及活動
- 2. 識別シール等の発行
- 3. 私的録画補償金の分配
- 4. 関係権利者団体との間における諸問題への対応
- 5. 著作権保護と無許諾利用の防止
- 6. 国際的著作権問題に対する対応
- 7. 著作権法等の整備への対応

[4]映像メディアの現状と今後に関する調査・研究

- 1. 映像配信事業に関する調査・研究
- 2. セミナー・研修会の開催
- 3. 米国研修ツアー

[5]映像ソフトに関する調査及び研究

- 1. 会員社を対象とする売上の統計調査の実施
- 2. レンタルシステム加盟店の実態調査の実施
- 3. ビデオソフト市場規模及びユーザー動向調査の実施

[6] 映像商品制作に関する調査・研究

1. ブルーレイの制作にかかわるAACS (Advanced Access Content System) やISAN (国際標準視聴覚作品番号) 等、映像関連技術情報等の収集および調査・研究

[7] 国際的問題に関する対応

- 1. 海外における流通や知的財産の保護活動に関する情報交換
- 2. CODA主催セミナーやビジネスマッチングに参加

[8] 情報の収集及び提供

- 1. 会報の発行
- 2. 「JVA BOOK 2013」の発行
- 3. 協会ホームページを通じた広報及び情報提供等の発信
- 4. その他各種報道機関との接触

[9] 内外関係機関等との交流及び協力

[10] 会員間の交流の緊密化を図る催事の実施

一般社団法人 日本映像ソフト協会 役員名簿

理 事

(五十音順・2014年8月現在)



代表理事会長 きりはた としはる 桐畑 敏春 (株)ポニーキャニオン 代表取締役社長



代表理事副会長 しまたに よししげ 島谷 能成 東宝(株) 代表取締役社長



専務理事 ごとう たけろう 後藤 健郎 (一社)日本映像ソフト協会 事務局長



いのうえ しんいちろう 井上 伸一郎

(株)KADOKAWA 代表取締役専務



いまい たまき

(株)NHKエンタープライズ 代表取締役社長



おおたに のぶよし 大谷 信義

松竹(株) 代表取締役会長



かしわぎ のぼる 柏木 登

(株)バップ 代表取締役社長執行役員



かわい しろう 史郎

20世紀フォックス ホームエンターテイメントジャパン(株) 、 代表取締役社長



かわしろ かずみ 川城 和実

バンダイビジュアル(株) 代表取締役社長



さとう なおき 佐藤 直樹

日活(株) 代表取締役社長



しげむら ひろふみ 重村 博文

キングレコード(株) 代表取締役社長



たかぎ 高木 ジム

NBCユニバーサル・ エンターテイメントジャパン(同) 最高経営責任者兼社長



たけうち しげかず 竹内 成和

エイベックス・ ピクチャーズ(株) 代表取締役社長



なつめ こういちろう

(株)アニプレックス 代表取締役



ひゃくたけ こうじ 百武 弘二

(株)ショウゲート 代表取締役社長



まつおか ひろやす 松岡 宏泰

東宝東和㈱ 代表取締役社長



まみや とらまつ 間宮 登良松

東映ビデオ(株) 代表取締役社長



もりた まさお

(株)ソニー・ピクチャーズ エンタテインメント 代表取締役



たつみ 依田 巽

ギャガ(株) 代表取締役会長兼社長CEO





はやし さぶろう

(株)第一興商 代表取締役社長



てつお まえだ

染井·前田·中川法律事務所 弁護士



第 335、336 回定例理事会開催報告

第335回定例理事会は、6月10日(火)午後2時50分より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

決議事項

第1号議案 「第27回東京国際映画祭」に対する後援及び 後援名義使用承認の件…承認

その他、報告事項は次の通り。

各部会・委員会報告について、2014年4月度ビデオソフト売上速報について、2014年4月度映像配信統報告について

第336回定例理事会は、7月1日(火)午後4時30分より協会会議室において開催された。

議事の要旨は次の通り。

決議事項

第1号議案 「CDV」ショップコンテスト2014」に対する

後援名義使用及びIVA特別賞設定承認の件

第2号議案 「Japan Content Showcase2014」開催に伴う

後援名義使用承認の件

第3号議案 「オーディオ・ホームシアター展2014」開催

に伴う後援名義使用承認の件

その他、報告事項は次の通り。

各部会・委員会報告について、「権利者不明等の場合の裁定制度における権利者捜索のための『相当な努力』の見直し(平成21年文化庁告示第26号の一部改正)」に対する意見提出について、2014年5月度ビデオソフト売上速報について、2014年5月度映像配信統報告について、中国2014年度「剣綱行動」について、TPP交渉と著作権について。

違法対策活動_{ANTI-PIRACY}

海外の動画共有サイトでの無許諾配信を検挙(沖縄)

5月28日、沖縄県警察は、FC2, Inc. (本社:ネバダ州 ラスベガス) が運営するインターネット上の動画共有サ イト「FC2動画」において、特撮ものやアニメーション の動画を無許諾で配信していた疑いで、北海道札幌市在 住の男性(48)を逮捕した。沖縄県警察によると、この 男性の被疑事実は、今年1月、東映株式会社が著作権を 有する「美少女戦士セーラームーンR」、株式会社東映 京都スタジオが著作権を有する「超忍者隊イナズマ!」、 株式会社ハピネットが著作権を有する「COBRA THE ANIMATION -TIME DRIVE vol.1」などの動画ファイ ルを、いずれも権利者からの許諾を得ることなくFC2動 画にアップロードして誰でも視聴できる状態にし、各権 利者の著作権を侵害したというものである。なおこの男 性は400以上の動画ファイルをアップロードし、過去に 権利者からの警告や削除要請を受けていたにも係わらず 配信を繰り返すなど、その行為は悪質であった。

インターネット上での著作権侵害の形態としては、 ファイル共有ソフトを悪用したものの他、本件のような 日本国外の動画共有サイトでの無許諾配信もその典型と して挙げられる。

また、5月~6月度のビデオレンタル店における違法 行為に関する調査結果は右の表のとおりとなった。

5月~6月 実地調査による調査実績

調査店		154店
営業店数		58店
違法行為	海賊版所持	0件
確認件数	セル用商品のレンタル転用	9件
海賊版確認数		0枚
違法行為確認	率	16%

調査状況一覧表

<u> </u>							
調査地区		内 訳		海賊版·	セル商品の		
胸且地区	許諾店	無許諾	廃業等	所持店	確認数	回収数	レンタル転用
北海道	6	1	13				2
山形県	2		5				
秋田県	2		2				
千葉県	1						
東京都			7				
神奈川県			18				
長野県	6		4				
岐阜県	1						
三重県		1					1
京都府	3		2				
奈良県	3	1	2				1
鳥取県	9		5				
島根県	3		2				
愛媛県	4		7				1
高知県		1	1				1
大分県	7	1	5				2
宮崎県	6		23				1
合 計	53	5	96	0	0	0	9

MASC「バリアフリー DVD 仕様」説明会開催報告

2014年7月8日、第233回総合連絡委員会内にて「バ リアフリーDVD仕様についてのご提案」を特定非営利活 動法人メディア・アクセス・サポートセンター (MAS C) より理事の川野氏、事務局の溝渕氏の2名にお越し 頂き、当協会会議室にて説明会を開催した。当日は総合 連絡委員会委員を中心に約30名の方が参加した。

最初に、視聴覚障碍者の皆さんが映像、映画を楽しむ のにとても苦労されていると現状説明がされ、国も積極 的に支援してくれていると報告された。また、現在4人

▼メディア・アクセス・サポートセンター (MASC)の川野浩二氏



に1人が65歳以上で、 70歳以上の半数が難聴 で字幕が必要となり高 齢化が急速に進む中、 ニーズが急増している 点、また2020年東京五 輪・パラリンピック開 催にむけ外国人観光客 の増加により多言語字 幕が必要になる点など

が挙げられ、映画・映像コンテンツのバリアフリー化は 「障碍者対応の福祉」だけではなくマーケット拡大にも 繋がるとの説明があった。

その後、実際に音声ガイド入りDVDを視聴し、終了後 には、参加者よりシステムについての質問がでるなど活 発な意見交換がされ、約30分で説明会は終了した。



COPYRIGHT **著作権則連**

裁定制度見直しに賛成の意見提出

著作物を利用する場合は、著作権者等の権利者の許諾 を得る必要があるが、権利者の所在が分からない等権利 者の許諾を得ることができない場合がある。著作権法で は、そのような場合に、文化庁長官の裁定を受けて著作 物を利用する制度を設けている。

この制度により利用できるのは「著作権者の不明その 他の理由により相当な努力を払つてもその著作権者と連 絡することができない場合として政令で定める場合」で あることを要し(著作権法67条1項)、「相当な努力」 についても著作権法施行令7条の7第1項及び平成21年 文化庁告示第26号で以下のように定められている。

- 1. 権利者情報を掲載している刊行物の閲覧
- 2. 検索機能を有するウェブサイトでの検索
- 3. 著作権等管理事業者等への照会
- 4. 同種著作物等を取り扱うものへの照会
- 5. 同種著作物等の著作者団体等への照会
- 6. 権利者情報提供を求める広告を日刊新聞紙に掲載す るか、又は著作権情報センターのウェブサイトに30日間 以上掲載すること

昨年度の文化庁文化審議会法制・基本問題小委員会で の審議を経て、文化庁は、上記の下線部分を改正し、上

記1と2はいずれかでよいとすること、上記4は不要と すること、上記6のウェブサイトへの掲載期間を「7日 以上」に短縮することを内容とする裁定制度の見直し案 (上記文化庁告示の一部改正案)を提示した。このた び、本見直しに関する意見募集が行なわれ、当協会は、 6月17日、見直しに賛成の意見を提出した。

映画の著作物には原作・脚本・音楽などの多くの権 利者が存在し二次使用する場合にはこれらの権利者の 許諾が必要となる。また、放送番組の場合には著作隣 接権者である実演家の許諾も必要となる場合がある。 古い作品の中には、これらの権利者の所在がわからな いためにその許諾を得られないこともあり、その場合 には、上記1から6のすべての手段を講じる負担は二 次利用をためらわせる要因となるとの声があった。そ のような認識から、その負担を軽減する見直し案に賛 意を表明したものである。さらにその意見の中で、権 利者情報提供を求める広告の方法として映画製作者が 自身のウェブページを利用する方法や裁定手数料の軽 減免除措置等の検討を要望した。

提出意見の全文は以下のURLは以下のとおり。 http://www.jva-net.or.jp/news/news_140618/cover.pdf

文化庁著作権分科会、クラウドサービス等に関する小委員会を設置

7月18日(金)に文化庁第14期文化審議会著作権分科 会 (第40回) が開催され、法制・基本問題小委員会、著 作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会及び 国際小委員会の3つの小委員会の設置が決定した。今期 新たに設置された小委員会は「著作物等の適切な保護と 利用・流通に関する小委員会」であり、同小委員会は、 クラウドサービス等と著作権及びクリエーターへの適切 な対価還元に関することを審議事項としている。

これらの事項は、昨年度は法制・基本問題小委員会に 設置された「著作物等の適切な保護と利用・流通に関す るワーキングチーム」で審議されてきたが、今期は法 制・基本問題小委員会から独立して著作権分科会の小委 員会として位置づけられることとなった。

この決定を承けて、7月23日(水)「著作物等の適切 な保護と利用・流通に関する小委員会」(第1回)が開 催された。クラウドサービス等に関する著作権法上の問 題の検討は、規制改革会議や知的財産戦略本部等からも 求められており、今期の主要な検討事項となると思われ る。

◇これまでの審議経過

文化庁では、2011年にクラウドコンピューティングと 著作権に関する「調査研究委員会」(2011年7月22日か ら同年11月15日)を立ち上げ、その成果は「クラウドコ ンピューティングと著作権に関する調査研究報告書 | と して、以下のようにまとめている(同報告書31頁)。

「クラウドサービス」と著作権法との関係について は、大きく①著作物の利用行為主体との関係、② 「私的使用」(30条1項)との関係、③著作権法上 の「公衆」概念との関係を中心に検討したところで あるが、いずれの課題も従来から指摘されている課 題であり、「クラウドサービス」がこうした課題を より顕在化させるという側面があるとしても、「ク ラウドサービス」固有の課題というものではないこ とが確認された。

以上のとおり、文化庁の審議会ではクラウドサービス と著作権との関係については2011年度にいったん検討が 終わった課題である。

ところが、昨年度の「知的財産推進計画2013」等でこ の問題が取り上げられたため、昨年度より文化審議会著 作権分科会法制・基本問題小委員会で再度取り上げられ ることになった。また、内閣府規制改革会議でも昨年9 月30日に「創業・IT等ワーキング・グループ」において 「クラウドメディアサービスの実現のための規制の見直 し」という視点で文化庁と電子情報技術産業協会 (JEITA) からヒアリングを行った。そして本年6月13 日にはクラウドサービスに関する検討を求める第2次答 申が出され、6月24日にはそれに基づく「規制改革実施 計画」が閣議決定された。

それらの内容は次のとおりである。

◇知的財産推進本部の2つの文書と規制改革会議答申

昨年6月に知的財産推進本部は「知的財産ビジョン」 (6月7日付)と「知的財産推進計画2013」(6月25日 付)を発表した。この2つの文書ではクラウドサービス と著作権の関係について、それぞれ次のように述べてい る(以下のそれぞれの枠内の引用部分の下線は筆者が付 した。)。

「知的財産ビジョン」55頁

【取り組むべき施策】

・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和 させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラ ウドサービスやメディア変換サービスといった新た な産業の創出や拡大を促進する全体的な法的環境の 整備を図るため、著作権の権利制限規定の見直しや 円滑なライセンシング体制の構築などの制度の在り 方について検討を行い、必要な措置を講じる。(文 部科学省)

「知的財産推進計画2013」26頁

(新しい産業の創出環境の形成に向けた制度構築)

・著作物の公正な利用と著作物の適切な保護を調和 させ、新しい産業と文化の発展を続けるため、クラ ウドサービスといった新たな産業の創出や拡大を促 進する全体的な法的環境の整備を図るため、著作権 の権利制限規定の見直しや円滑なライセンシング体 制の構築などの制度の在り方について検討を行い、 必要な措置を講じる。(短期) (文部科学省)

また、内閣府規制改革会議の本年6月13日付第2次答申 「規制改革に関する第2次答申~加速する規制改革~」 では次のように述べている(同答申35頁)。

クラウドメディアサービスの実現のための規制の見 直し【平成26年度上期結論】

クラウドを利用した情報処理サービスについて、著 作権侵害のおそれから、国内においては海外と同様 <u>のサービスができておらず、</u>また新規サービス創出 の障害となっているとの指摘がある。クラウドメ ディアサービスにおける著作権に係る事項は、事業 者が積極的にサービス展開できるように、法令上の 解釈運用を明確化すべきである。

したがって、著作権の適切な保護と著作物の公正 な利用の調和を図りつつ、新しい産業の創出・拡大 に資する観点から、クラウドにおける私的複製を支 援するサービスや、情報活用のサービス等について サービス提供を可能とするような権利制限規定の在 り方や円滑なライセンシング体制の構築について文 化審議会著作権分科会において検討を行い、関係者 間の合意が得られることを前提に結論を得る。

これらの文書の特徴は「新しい産業の創出・拡大」を 目的とした著作権制限の検討を求めていること、その前 提として規制改革会議答申では「海外と同様のサービス ができていない」と捉えているところにあろう。また、 クラウドサービス事業者が著作権等の権利について無権 利であるがゆえに著作物を利用できないことを「規制」 の問題と位置付けていることも規制改革会議答申の特徴 といえよう

◇法制・基本問題小委員会等での審議経過

法制・基本問題小委員会では、昨年度、これらの指摘 を踏まえで以下のような審議が行われた。

昨年度の第2回法制・基本問題小委員会では、 JEITA、新経済連盟、ヤフー株式会社、ニフティ株式会 社及びモバイル・コンテンツ・フォーラムの5団体・事 業者からヒアリングを行った。その後第4回小委員会で ワーキングチームにおいて検討を進めることを決定し、 「著作物等の適切な保護と利用・流通に関するワーキン グチーム」が設置された。ワーキングチームでは、第1 回会合で私的使用目的の複製に関連するロッカー型クラ ウドサービスについて検討することを決定した。その 際、ロッカー型クラウドサービスを次の4類型に分類し ている。

タイプ1 プライベート・配信型

タイプ2 プライベート・ユーザーアップロード型

タイプ3 共有・配信型

タイプ4 共有・ユーザーアップロード型

ここでは、クラウドサーバーに保存されるコンテンツ に1人の利用者のみがアクセスできる形態をプライベー ト型といい、多数の利用者がアクセスできる形態を共有 型としている。また、クラウド事業者がコンテンツを用 意する形態を配信型といい、ユーザーがコンテンツを用 意する形態をユーザーアップロード型としている。

また、タイプ2のプライベート・ユーザーアップロー ド型について、汎用ロッカー型、コンテンツロッカー 型、変換機能付加型及びスキャン&マッチ型の4つに分 類して検討が行われた。

ワーキングチームの第2回会合では、ロッカー型クラ ウドサービスについて、事業者側チーム員から著作権法 の見直しを求める意見発表が行われた。

◇「著作物等の適切な保護と利用・流通に関する小委員会」

今期の第1回小委員会では、音楽に関する権利者側委 員の意見発表が行われた。その内容は、ロッカー型クラ ウドサービスがコンテンツを利用した営利事業であるこ と、クラウドサービスの社会的有用性(ユーザーの利便 性向上と新産業創出等)を根拠に権利制限によって権利 者を排除することは妥当でないこと、現にクラウドサー ビスは契約ベースで行われていること等、上記権利制限 の根拠に疑義を指摘するものであった。

ところで、昨年度の審議では、JEITA委員は第1回 ワーキングチームで次のように主張している。

審議におきましては、ユーザーの利便性の向上に資 するかと、それから、新産業の創出や産業の成長 性,技術進歩に貢献するかといった観点から,社会 的に有用であることは認められるサービスにつきま しては、それらが適法に行われるような法整備をお 願いしたいということでございます。その際には、 著作権者の反対を重視して. 適法化を否定したりと か、金銭の支払いを条件としたりすることがないよ うにしていただきたいと思います。 著作権者が損害 を被るなど、具体的に困ることが実証データ等に よって示されない場合は、著作権者の正当な利益を <u> 不当に害するとはいえないと考えられますので,こ</u> <u>れらのサービスは適法とされるべき</u>と考えておりま す。したがいまして、 合理的な判断基準に沿った審 議をお願いしたいと思います。

WIPO著作権条約やTRIPS協定では、著作権等の権利 制限規定を設けることができる場合は、(1)特別の場合 であること、(2) 著作物の通常の利用を妨げないこと、

(3) 著作権者等の利益を不当に害さないこと、の3つの 要件を充足する場合に限定されている。

「新産業の創出や産業の成長性」が権利制限の根拠と なり得るか、また、著作権者が実証データを提供しない と上記(3)の要件を充足するとみなすことができるのか 等、条約上の義務との関係でも解明される必要がある う。

また、昨年度の審議では、JEITAは録画サービスやメ ディア変換サービス等様々な内外のビジネスモデルを例 示して検討を要望した。それらについて「その国の法律 では適法なのか、との問いに対して、JEITA委員は適法 かどうか不明と回答している。

そのため、ワーキングチーム第2回会合ではJEITA提 示の海外の事例について著作権法研究者委員から次のよ うな指摘もなされている。

社会的実態としてこういうものが認められるかとい うことは参考にはなるのですけれども、それぞれ、 先ほどあったように、ライセンスの結果なのか、法 制度なのかという点は最低限示していただかないと いけないと思います。あるいは、本来違法だが、リ スク覚悟で事実上行われているだけなのかという点 は明らかにしていく必要があると思います。そし て、法制度だという場合には、そもそも条文が違え ば、適法違法の結論が違ってくるというのは当然な のであって、その関係でも同じような条文だけれど も、日本と結論が違うのか、条文自体が違うのかと いうあたりも併せて出していただかないと、社会的 実態だけの議論だけでは不十分だと思われます。

規制改革会議答申の「海外と同様のサービスができて おらず」との指摘の真偽は、立法事実(法改正を必要と する社会的事実)の存否に関わる問題であり、立法事実 の存在の証明責任を誰が負うのかを含め、今後の審議で 明らかにされることが望まれる。

不正商品撲滅キャンペーン 「ほんと?ホント!フェアin東京 | 開催のご案内

不正商品対策協議会(ACA)は、11月9日(日)に、不正商 品撲滅キャンペーン 許さない!偽ブランド・海賊版・違法ダ ウンロード「ほんと?ホント!フェアin東京」を開催する。

今回で28回目を迎える「ほんと?ホント!フェア」は、日本 文化の情報発信地のひとつである東京・秋葉原を会場に、イン ターネットの進展と普及に伴い潜在かつ深刻化する知的財産の 侵害問題をメインに知的財産の保護と不正商品の排除を広く訴 えかける。

また今回は、篠田麻里子さんを海賊版・偽ブランド撲滅キャ ンペーン隊長に、若年層に人気のアイドルユニットの X 21を キャンペーン応援隊とする任命式や「第3回 著作権を守ろう! ポスターコンクール表彰式」、「知的財産○×クイズ大会」等 を実施する。このフェアを通して、若年層を中心に知的財産を 保護することの大切さについて理解を求めたい。

<開催概要>

名 称:不正商品撲滅キャンペーン

許さない!偽ブランド・海賊版・違法ダウンロード 『ほんと?ホント!フェアin東京』

期 日:2014年11月9日(日)11:00~17:00

会 場:ベルサール秋葉原

(千代田区外神田 3-12-8 住友不動産秋葉原ビル1F)

後 援(予定):知的財産戦略本部、警察庁、総務省、外務省、 財務省、文部科学省、経済産業省、警視庁

▼キャンペーン隊長の篠田麻里子さん



▼キャンペーン応援隊のX21の皆さん



●「第3回著作権を守ろう!」PRポスター作品募集

不正商品対策協議会は、警察庁と文部科学省の支援 を受け、全国の小学生、中学生を対象に、知的財産 の保護に関する啓発事業の一環として、「著作権の 保護に関する啓発ポスター作品の募集」を実施す る。最優秀作品及び優秀作品の入選者は11月9日 (日) 東京・秋葉原 (ベルサール秋葉原) で開催す る啓発イベント「ほんと?ホント!フェアin 東京」 に本人1名とその保護者1名を招待し、同イベント の「海賊版・偽ブランド撲滅キャンペーン隊長」の 篠田麻里子さんから表彰されるとともにと記念品が 贈呈される予定。さらに最優秀作品は啓発キャン ペーン用としてB2ポスターに加工する計画である。

締 切: 2014年9月25日(木)

「著作権の保護に関する啓発ポスター」応募 事務局到着分まで

詳細は不正商品対策協議会ホームページ (http://www.aca.gr.jp/) まで。

● 「BULLETIN」発行・配布に関して

不正商品対策協議会は、「知的財産権の保護と不正商 品の排除 | を目的とし、毎年発行している会報「BUL LETIN」の第26号を7月1日付で発行した。活動紹 介、本物と偽物の比較写真の掲載、不正商品Q&A、会





員団体のトピックス等 の内容で、一般の消費 者に知的財産の保護の 大切さをわかりやすく 伝える冊子。

全国の警察署、消費 生活センター、税関、 都道府県の消費生活担 当などに配布し、ご活 用いただく予定。ま た、関係イベントでも 広く一般の消費者に配 布する。

(執筆:ACA事務局)

●CODAと楽天、海賊版対策に関する連携を開始

CODAと楽天株式会社は、2014年6月23日、インターネット・ショッピングモール「楽天市場」における海賊版対策で連携すべく覚書を締結し、7月3日、これを発表した。CODAが楽天のようなネット通信事業者との間で、市場正常化に向けた具体的覚書を締結するのは今回が初めてである。

これは、楽天市場において韓流ドラマなどの海賊版が 流通しているという問題が2013年秋ごろから顕在化して きたことを端緒としている。楽天・CODA・権利者で対 策を検討する中で、事業者による出店者への対応と権利 者による鑑定の両方が不可欠であることから、これらを よりスムーズに行えるよう、覚書を締結するに至った。

具体的な連携方法としては、楽天市場において海賊版の販売などが疑われる場合、楽天が調査購入を行い、CODAを通じて権利者が権利侵害の有無について鑑定を実施する。これにより明らかな権利侵害が確認された場合には、楽天が出店規約に基づき、当該商品情報の削除を促すなどの措置を取る。

この発表は、日本経済新聞を始め、約30社のWebメディアにニュースとして取り上げられた。また、楽天が楽天市場出店者向けに全国6カ所で開催しているイベント「楽天EXPO」でも、楽天の常務執行役員・高橋理人氏より、今回の覚書締結の発表が紹介されている。

近年、ECサイト、インターネットオークションなどを活用し、個人が簡単に物を販売(出品)できる機会が急増している。一方で、海賊版などの権利侵害品が個人間で売買される例も報告されている。

このような状況の中で、楽天は、海賊版をはじめとする権利侵害品の排除に取り組み、安心で安全なショッピング環境づくりに努めるとのコメントを発表した。

CODAでは、今回の楽天との連携を契機に、今後、他のネット通信事業者に対しても、対策を求めたいと考えている。

▼楽天EXPOで発表する楽天の常務執行役員・髙橋理人氏



●中国における第10回『剣網行動』について

中国で第10回「剣綱行動」が始まった。剣綱行動とは、中国におけるインターネット上の著作権侵害排除を目的に、国家版権局、公安部、工業・情報化部、インターネット情報弁公室の知的財産関連4部門が共同して実施する取締り特別キャンペーンの総称である。今年の行程は以下の通り。

- ①活動開始期間 6月1日~6月20日
- ②調査・情報収集期間 6月21日~7月20日
- ③集中取締り実施期間 7月21日~10月31日
- ④監督・検査・総括期間 11月1日~11月30日

2012年の第8回剣綱行動に関する中国政府発表資料によると、全国の行政執行機関は、海賊版eコマース事業者等を対象に282件の行政処罰を行い、そのうち72件を刑事移送している。また、悪質かつ広域な侵害に対する重大・重要案件の刑事取締りを34件実施。著作権侵害サイト129を閉鎖した。このほか大手eコマースやUGCサイト事業者に対し著作権法を遵守するための自主監督・管理業務の徹底を求める行政指導を行っている。

CODAと剣綱行動との関係は、2012年に国家版権局に対し、日本の消費者向けに海賊版を販売するeコマースサイトならびにマンガの違法アップロードサイトに関する情報提供を行ったことからスタートした。翌2013年6月には、海賊版販売サイトのうち代表的な4サイト(「新世界」、「DVDの世界」、「おとくハウス」、「117shopping」)に関し、松竹等4権利者より中国弁護士を代理人に正式な手続きのもと「行政処罰申立て」を行った。その後、国家版権局との間で11月14日、3月12日と本件申立てに関する協議を実施し、その都度に担当者からはCODAからの申立ては重要案件として認識しているとの回答を受けている。しかし何ら進展のないのが現実だ。

本年の第10回剣綱行動へ向けてCODAは、対象サイトの再調査を実施した。サイトのアドレス、中国仕出し先(発送元)の住所、支払先の銀行口座などの共通点から、大きく2つのグルーブの存在が浮かび上がってきた。1つは、昨年申立てをした「DVDの世界」など11サイトとの関連が疑われる「MiiDVDグループ」。もう1つが、最近「CODA不正流通情報窓口」にも数多くの情報が寄せられている「yokuya」など8サイトとの関連が疑われる「117shoppingグループ」である。いずれも、未発売のTVドラマを含めた最新作の海賊版DVDを正規品の10分の1程度の価格で販売している。

CODAは6月19日に、これら最新情報と新たに購入した海賊版を証拠品として携え、国家版権局を訪問した。しかし、これまで協議を重ねてきた担当者らは、急遽欠席となってしまった。一筋縄では行かないのが中国の海賊版対策ではあるが、CODAでは諦めず対処していく。

(執筆:CODA事務局)



リレーエッセイ







NBCユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同) 中尾 彰氏からのご紹介

●上埜 芳被 氏(バンダイビジュアル株式会社 事業本部 事業推進部部長)

「漫画は禁止」

毎年のごとく暑さ記録を更新し、熱中症で沢山の人が倒れるような猛暑の中、昔ってこんなに暑かったっけ?とぼ~っと考えながら、朝の通勤の為にふらふらしながら練馬駅の改札を通り過ぎようとした時、親子の長い行列を発見。見ると「妖怪ウォッチ・西武線スタンプラリー」と書いてある。夏休みだなあ。お父さん大変だなあ。練馬区のゆるキャラ「ねり丸」ももっと人気出ないかなあ。ゆるキャラって登録商標だよなあ。ゆるキャラとしては、ねり丸は完成度高すぎるのかなあ。かわいいのになぁ(ちなみに、弊社では「妖怪ウォッチ」「ねり丸」関連商品は扱っておりません)。そういえばと、自分の子供の頃は、マンガとかキャラクター商品とかは、あんまり縁がなかったことを思い出しました。

大阪市内のいかにも大阪らしいいたって普通の住宅 地で育った私がまだ小学生の頃(1960年代後半から70 年代前半あたりです)、頑固な職人だった父(3年前に他 界しました)が、息子である私がすこしでも勉強ができる 子供になるようにと、当時の父兄の風潮にのって、「漫 画は頭が悪くなる」と一切漫画を読むことを禁止してお りました。当時の親父の権力は絶大で、言いつけが守れ なければ鉄拳が飛んでくると言う、ある意味当時の平均 的な日本の父でした。というわけで、家には漫画やキャ ラクター商品がありませんでした。不思議なことに、父 が、がんばって買ったテレビは視聴規制を受けていな かったので、テレビ漫画(今で言うアニメです)は、普通に 見ていました。そういえば、近所の公園に街頭テレビが あって、父に肩車してもらって見ていました。たしか PTAがテレビも頭が悪くなるといっていたと思います。

とは言っても、やっぱり「友達みんな」が読んでいるわけで、私は何とか漫画が読みたくて、父の目を盗んで、こっそり読める場所を探すわけです。当時の実家の隣が貸本(今で言うところのブックレンタル店)で、店番のおばあさんが、漫画も読めない幼気な(?) 少年を不憫に思ってか思わなかったかは不明ですが、タダで人気のない漫画を読ませてくれました。石ノ森先生や横山先生の初期の大人向け単行本劇画作品が多かったと思います。なにか子供には刺激が強かったように記憶しています。あと、近所の銭湯の脱衣所に週刊誌が置いてあり、一人で行った時は、番台のおばさんが「読んで行きい」とサンデーなどの漫画週刊誌を読ませてくれました。

時は流れて、父の期待もむなしく、特別頭のいいわけではない「普通の大人」になった私は、なおかつ、結構なオジさんになっても、会社で「これは萌えなのか?」とか、「今週の作画すごかったねぇ」とか、「この程度のパロディはOKだよ」とかいいながら今時のアニメを見て(仕事ですから)います。でも、思えばマンガやテレビから、良いことを(たぶん悪いことも)たくさんを学びました。というか、いわゆるテレビっ子でした。いまでも、「尊敬している人」という質問には、「父です!」と答えます。これもたぶん「巨人の星」の影響かなぁ。いえ、こちらは本心です。で、いま一番の心配は、こんなに暑い東京で、オリンピックのマラソンとか本当にやるのでしょうか?ということです。

▼日誌に見る協会の動き

【6月】

4日 マーケティング委員会

6日 著作権部会

マーケティング委員会 懇親ゴルフ

10日 2014年度通常総会 定例理事会 記者発表会

13日 業務使用対策委員会

17日 総合連絡委員会

26日 業務部会幹事会

30日 ACA企画広報部会

【7月】

1日 定例理事会

2日 2014年上半期統計調査担当者 説明会 2日 マーケティング委員会

3日 関西地区連絡定例協議会

4日 著作権部会

8日 MASC「バリアフリーDVD」説明会 総合連絡委員会

11日 業務使用対策委員会

15日 中部地区連絡定例協議会

29日 eメディア部会第7回定例セミナー

統計

2014年5月度

	5 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本·千枚)									1月~5月の累計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	6,489	61.9%	97.9%	2,064	54.8%	94.6%	340	91.2%		33,277	59.1%	76.8%	11,530	53.0%	84.0%	2,199	93.9%
レンタル店用	3,937	37.6%	78.6%	1,668	44.3%	85.6%	549	111.4%		22,625	40.2%	91.5%	10,070	46.3%	99.3%	2,681	93.0%
業務用	52	0.5%	78.8%	35	0.9%	161.2%	21	65.6%		385	0.7%	86.7%	142	0.7%	111.1%	179	165.7%
DVDビデオ	10,478	67.8%	89.6%	3,766	78.5%	90.7%	910	101.3%	増 8社 減 22社 その他 2社	56,287	65.0%	82.2%	21,742	77.9%	90.6%	5,059	94.9%
販売用	4,700	94.7%	77.2%	943	91.4%	68.4%	204	114.6%		28,772	94.9%	96.1%	5,496	89.2%	87.6%	1,157	107.3%
レンタル店用	263	5.3%	80.2%	88	8.5%	88.7%	26	100.0%		1,511	5.0%	91.0%	659	10.7%	106.1%	155	73.1%
業務用	2	0.0%	33.3%	0	0.0%	20.8%	0	_		27	0.1%	37.0%	7	0.1%	34.0%	0	0.0%
ブルーレイ	4,965	32.2%	77.3%	1,032	21.5%	69.7%	230	112.7%	増 15社 減 15社 その他 2社	30,310	35.0%	95.7%	6,162	22.1%	89.1%	1,312	101.3%
合 計	15,443	100.0%	85.2%	4,798	100.0%	85.2%	1,1,140	103.4%		86,596	100.0%	86.4%	27,905	100.0%	90.3%	6,371	96.1%

◎今月の売上報告社数……32 社 (*前年同月の報告社数32社) 無回答社……1社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

2014年6月度

	6 月 実 績 (金額単位:百万円 数量単位:千本·千枚)									1月~6月の累計							
	金 額	構成比	前年 同月比	数量	構成比	前年 同月比	新作数	前年 同月比	売上金額の 増減社数	金 額	構成比	前年 同期比	数量	構成比	前年 同期比	新作数	前年 同期比
販売用	5,741	54.3%	79.8%	2,282	50.9%	81.8%	430	65.3%		39,018	58.4%	77.2%	13,812	52.7%	83.6%	2,629	87.7%
レンタル店用	4,782	45.2%	103.8%	2,170	48.4%	96.6%	493	85.4%		27,407	41.0%	93.4%	12,240	46.7%	98.8%	3,174	91.7%
業務用	56	0.5%	124.4%	29	0.6%	123.0%	30	63.8%		441	0.7%	90.2%	171	0.7%	113.0%	209	134.8%
DVDビデオ	10,579	58.6%	89.3%	4,481	74.2%	88.5%	953	74.3%	増 12社 減 17社 その他 2社	66,866	63.9%	83.2%	26,223	77.3%	90.3%	6,012	90.9%
販売用	7,085	94.7%	93.5%	1,403	90.1%	97.1%	277	109.1%		35,857	94.9%	95.6%	6,900	89.4%	89.4%	1,434	107.7%
レンタル店用	387	5.2%	116.9%	151	9.7%	91.1%	27	108.0%		1,898	5.0%	95.3%	810	10.5%	102.9%	182	76.8%
業務用	8	0.1%	133.3%	3	0.2%	174.4%	0	-		35	0.1%	44.3%	10	0.1%	43.9%	0	0.0%
ブルーレイ	7,480	41.4%	94.5%	1,557	25.8%	96.6%	304	109.0%	増 減 15社 その他 5社	37,790	36.1%	95.4%	7,719	22.7%	90.5%	1,616	102.7%
合 計	18,059	100.0%	91.4%	6,038	100.0%	80.5%	1,257	80.5%		104,655	100.0%	87.2%	33,942	100.0%	90.3%	7,628	93.1%

◎今月の売上報告社数……31 社(*前年同月の報告社数32社) 無回答社……2社 ◎売上金額の増減社数……前年同月との比較。その他とは増減なし、または前年同月の報告がない場合 ◎DVDビデオおよびブルーレイの新作数の「業務用」には不明分を含む。また「レベニューシェアリング」用の作品数は新作数の合計値から除いている。

9月度総合連絡委員会と懇親会開催のお知らせ

9月度の総合連絡委員会終了後、JVA全会員社を対象とした 懇親会を実施いたします。

この懇親会は、JVA全会員社の皆さんとともに下半期の業界活性化ならびに総合連絡委員の方のみならず広く現場レベルでの親睦を深めるのが目的です。多数の皆様のご出席をお待ちしています。

なお、当日の総合連絡委員会と懇親会の場所はJVA会議室ではなく、下記ご案内の会場にて行います。ご注意ください。

●9月度総合連絡委員会

日時 9月9日 (火) 午後4時から

場所 株式会社ポニーキャニオン 10F 会議室 〒105-8487 東京都港区虎ノ門 2 - 5 - 10

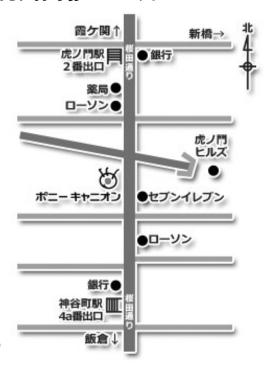
●懇親会

日時 9月9日 (火) 午後5時30分から

場所 同社 1F イベントスペース

会費 3,000円/人

(当日会場にてお支払ください。協会名の領収証を発行いたします。)



一般社団法人 日本映像ソフト協会 会員社名(五十音順) 2014年8月1日現在

■ 正会員(33 社)

アスミック・エース(株)

(株)アニプレックス

アミューズソフトエンタテインメント(株)

ウォルト・ディズニー・ジャパン(株)

エイベックス・ピクチャーズ(株)

㈱エスピーオー

(株) NHK エンタープライズ

NBC ユニバーサル・エンターテイメントジャパン(同)

(株) KADOKAWA

ギャガ(株)

キングレコード(株)

(株) JVC ケンウッド・ビクターエンタテインメント

㈱小学館

(株)ショウゲート

松竹(株)

(株)ソニー・ピクチャーズエンタテインメント

(株)ソニー・ミュージックエンタテインメント

㈱第一興商

TCエンタテインメント(株)

東映ビデオ(株)

東宝㈱

東宝東和㈱

㈱東北新社

20世紀フォックス

ホームエンターテイメントジャパン(株)

日活(株)

(株)バップ

(株)ハピネット

パラマウント ジャパン(同)

バンダイビジュアル(株)

(株)ポニーキャニオン

ユニバーサルミュージック(同)

(株)よしもとアール・アンド・シー

ワーナーエンターテイメントジャパン(株)

■ 協賛会員(20 社)

㈱一九堂印刷所

(株) IMAGICA

エイベックス・マーケティング(株)

カルチュア・コンビニエンス・クラブ(株)

(株)キュー・テック

㈱金羊社

(株)ケンメディア

(株) JVC ケンウッド・クリエイティブメディア

(株)ジャパン・ディストリビューション

システム

㈱星光堂

ソニー PCL (株)

大日本印刷(株)

東芝デジタルフロンティア(株)

東洋レコーディング(株)

(株)徳間ジャパンコミュニケーションズ

日本出版販売㈱

日本レコードセンター(株)

(株)富士フイルムメディアクレスト

(株)ムービーマネジメントカンパニー

メモリーテック(株)

